

4. 執行機関

(2) 都道府県の出先機関（知事部局）の数に関する調（平成21年4月1日現在）

都道府県名	法第155条に規定する支庁又は地方事務所		法第156条に規定する個別の行政機関										その他の出先機関	備考
	支庁	地方事務所	税務事務所	福祉事務所	農林関係事務所	労政事務所	土木事務所	児童相談所	保健所	病虫害防除所	家畜保健衛生所	その他		
北海道	14 (54)		1					8 (1)	26 (14)	1	14	3 (18)	101 (64)	
青森県		6 (23)		6				6	6	1	5	3 (1)	24	
岩手県		7 (3)						2	10 (3)	1	3	3	39 (5)	
宮城県		5 (3)	8 (4)	5 (5)			5 (2)	3 (1)	7 (2)	1	4	6 (1)	45	
秋田県	8			4	1		10	1	8	1	3	49		
山形県	4		1					2	4	1 (1)	4	2 (1)	38 (2)	
福島県				6	11 (9)		10 (15)	4 (3)	6	1	6	9 (2)	62	
茨城県			5 (5)	4	5 (11)		11 (1)	3	12	1	4	22 (5)	33 (16)	
栃木県			9 (1)	4	13 (1)	4	10	3	5 (4)	1	3	15	31 (7)	
群馬県	5		12	5				3	10 (1)	1	5	4	77 (19)	
埼玉県			16 (3)	10	8	9	12	6	13	1	3	8	47 (15)	
千葉県			13 (2)		14 (6)		11 (10)	6	13 (1)		4	16 (2)	45	
東京都	4 (6)		31 (4)	1	5	6		11	7 (6)	1	1 (3)	3	95 (18)	
神奈川県		5	19 (4)	6	1	2	10	5	9	1	2 (2)	5	48 (15)	※1保健福祉事務所9所（福祉事務所6所と保健所9所を計上） ※2病虫害防除所を農業技術センターの一部門として再編（病虫害防除所とその他の出先機関に計上）
新潟県	12			5				5	12	1	4 (1)	3	63 (14)	
富山県			1 (4)	2	4		4 (4)	2	4 (4)	1	2		68	
石川県		2	2	4 (4)	6 (4)		5 (4)	2	4 (4)		2	3	50	
福井県		1	1	6	4		6	2	6	1	1 (1)	5	36 (1)	
山梨県			1		8		4 (2)	2	4 (1)	1	2	9	38 (3)	
長野県		10		10		4		5	10 (1)	1	5 (1)		112 (15)	
岐阜県	5 (3)		6 (1)		15 (5)		11	5	7 (4)	1 (1)	5	5	25	
静岡県			8	3	7 (2)		8 (7)	4	7 (2)	1	3	45 (20)		
愛知県			10	7	7 (2)		9 (11)	10	12	1	3 (3)	7 (5)	30	
三重県			9	5	8		12	5	8	1	4 (1)	18	34	
滋賀県			5	3	10		8	2	6	1	1	11	27	
京都府		4	4		1		8	3	7 (1)	1	4	5	40	
大阪府			13		4	1	7 (9)	6	14	1	2	9	29	

都道府県名	法第155条に規定する支庁又は地方事務所		法第156条に規定する個別の行政機関									その他の出先機関	備考		
	支庁	地方事務所	税務事務所	福祉事務所	農林関係事務所	労政事務所	土木事務所	児童相談所	保健所	病虫害防除所	家畜保健衛生所			その他	
兵庫県	10			6				5	13	1	3 (1)	2 (7)	28 (19)		
奈良県			4	2				2	5	1	1	1	69		
和歌山県	7		4					2 (1)	7 (1)	1	2 (1)	29 (10)	134		
鳥取県		5		4				3	4	1	3	17	36		
島根県	1 (3)	2 (4)			2 (4)			6 (4)	4	7	1	4 (1)	3	46 (3)	
岡山県		3 (10)	1					3	5 (4)	1	5	2	62 (9)		
広島県			3 (4)		3 (4)			3 (11)	4 (3)	3	3	16 (5)	23		
山口県			8	1	8			10	5	8	1	4	5	52	
徳島県		2	1	1	1			1	3	6	2	18 (15)	11 (2)	※児童相談所(2)、保健所(4)総合県民局(地方事務所)に併置 ※児童相談所(1)はこども女性相談センター(その他)に併置 ※保健所(2)は東部保健福祉局(福祉事務所)に併置 ※病虫害防除所は農林水産総合技術支援センター(その他の出先機関)に設置	
香川県		1	1	3	6			5	2	4	1	2 (1)	4	31 (9)	
愛媛県		3 (2)							3	6	1	3 (2)		41 (17)	
高知県			5	5	10 (6)			6 (9)	2	5	1	2 (5)	6	27	※保健所(5)は、福祉保健所内に設置
福岡県			12	13	6	4		15	4 (2)	13	1 (2)	4	8	42	
佐賀県			3	5					1 (1)	5	1	3		57	
長崎県	7			3					2	8	1	6	2 (1)	22	
熊本県		10	2	10	1			1	2	10	1	5	15	18	
大分県	6	8	6	2	6	1		12	2	6 (3)	1	4	25	14	
宮崎県	1		7	4	6			10	3	8	1	3	3	36	
鹿児島県	7 (24)								3	13	1	6 (3)	7	32 (11)	
沖縄県			4	5	8			5	2	6	1	4	1 (8)	38 (8)	※福祉保健所(福祉事務所と保健所の統合)5カ所
合計	91 (90)	74 (45)	236 (32)	160 (9)	189 (54)	31 (0)		235 (89)	169 (9)	380 (57)	46 (4)	168 (26)	432 (101)	2,056 (272)	

1. 「その他の出先機関」とは、行政機関たる性質を有しない単なる公の施設又は分課をいう。
2. () 書きは、出先機関の支所又は出張所を外書きしたもの。